

(広報資料)

建築物等の新築・増改築，外観の変更等をする前に，
地域の方々との意見交換が必要になります。

令和4年2月14日

京都市都市計画局

担当：都市景観部景観政策課

電話：222-3397

上京区「笹屋町一丁目景観まちづくり協議会」の 「地域景観づくり計画書」の認定について

京都市では，地域の方々と建築主とが意見交換をしながら，地域に相応しいより良い景観づくりを実現していくことを目的として，地域景観づくり協議会制度（別紙1参照）を，平成23年4月から実施しています。

この度，「笹屋町一丁目景観まちづくり協議会」から申請があった「地域景観づくり計画書」を，令和4年2月14日付けで認定しますので，お知らせします。

認定日以降，笹屋町一丁目景観まちづくり協議会の地域景観づくり協議地区内で建築行為等を行う建築主は，景観に関する手続の前に，協議会との意見交換が必要となります。

1 今回認定する計画書（別紙2参照）

(1) 名称

笹屋町一丁目景観まちづくり計画書

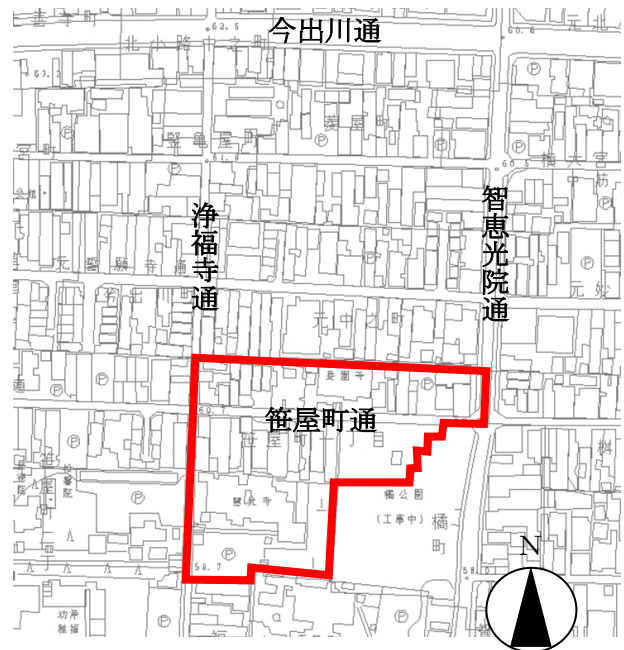
(2) 意見交換が必要となる地域

京都市上京区笹屋町一丁目の全域
(左図の赤線で囲った区域)

(3) 意見交換の対象

ア 景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づく認定の申請又は通知が必要な建築物や工作物の新築，新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

イ 京都市屋外広告物等に関する条例に基づく許可の申請や届出が必要な屋外広告物の表示，設置，変更，特定屋内広告物の表示



2 お問合せ先

この地域において意見交換の対象となる行為を行う場合は，事前に景観政策課までお問い合わせください。

京都市 都市計画局 都市景観部 景観政策課 企画担当

(住 所) 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 分庁舎2階

(電 話) 075-222-3397

(ホームページ) <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000285611.html>

地域景観づくり協議会の制度概要

■制度の目的

地域景観づくり協議会は、地域の方々が想いや方向性を共有し、更には、新たにその地域で建築等をしようとされるの方々と一緒になって地域の景観づくりを進めていくことを目的とした制度です。

■制度の仕組み

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「地域景観づくり計画書」として市長が認定します。

計画書に定めた「地域景観づくり協議地区」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手續（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、協議会と意見交換を実施していただきます。

「地域景観づくり協議地区」における手続きの流れ

step 1



建築物、工作物の新築、改築等、看板の設置、変更等の計画

○ 各協議会の連絡先等

連絡先は京都市景観政策課へお問合せください。その後、建築主や建築士等から協議会に連絡していただき、意見交換の日時、場所等を調整していただきます。

step 2



地域景観づくり協議会と意見交換を実施

○ 意見交換内容の報告

意見交換の内容は、報告書としてまとめていただき、景観に関する手続きの際に、申請書等に添付して、京都市に報告していただきます。

step 3



景観に関する手続き
（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）

■ これまでに認定した「協議会」及び「計画書」

	「協議会」の認定	「計画書」の認定
修徳景観づくり協議会 (下京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
先斗町まちづくり協議会 (中京区)	平成24年6月1日	平成24年6月1日
西之町まちづくり協議会 (東山区)	平成24年7月17日	平成25年1月10日
一念坂・二寧坂 古都に燃える会(東山区)	平成25年2月1日	平成25年4月15日
桂坂景観まちづくり協議会 (西京区)	平成25年2月1日	平成25年5月31日
姉小路界限まちづくり協議会 (中京区)	平成26年5月8日	平成27年3月31日
明倫自治連合会 (中京区)	平成26年6月16日	平成27年6月1日
仁和寺門前まちづくり協議会 (右京区)	平成28年4月28日	平成28年7月7日
京の三条まちづくり協議会 (中京区)	平成28年11月16日	平成29年6月30日
祇園新橋景観づくり協議会 (東山区)	平成29年5月26日	平成30年8月1日
嵐山景観まちづくり協議会 (右京区)	平成30年8月10日	令和2年10月1日
笹屋町一丁目景観まちづくり 協議会(上京区)	令和2年2月14日	令和4年2月14日

「笹屋町一丁目景観まちづくり計画書」の概要

1 地域の歴史

笹屋町一丁目は、職住近接のまち「西陣」にあり、戸数22戸の小さな町内会を形成し、長年にわたり“顔の見える関係”を築いて来ています。

町内の中ほどに位置する町家(ちょういえ)は、江戸時代後期の建築と推定される貴重な建築物で、毎年、地蔵盆の会場として町内の心の拠り所となっており、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく個別指定、京都市令和元年度京都景観賞「京町家部門」優秀賞の受賞、京都市「京都を彩る建物や庭園」の選定などを受けています。

加えて、小規模な町内でありながら、昭和14年に皇太子殿下(現上皇陛下)御誕生記念公園として整備された橘公園、慧光寺、長圓寺の2軒の歴史ある古刹が存在し、地域の人々のコミュニティーの場や憩いの場としても活用されています。

2 地域が目指す姿

(1) 町内会式目

歴史と伝統を持ち長年にわたり住民の『顔の見える関係』を営々として維持してきた先人たちの営みに誇りを持つとともに、将来にわたってこの地域の『宝』を維持・発展させる想いを込めて、平成31(2019)年2月17日に『町内会式目』を定めました。

1. 私たちは、社会生活の秩序とルールを尊重し、職住共存のまち「西陣」の一角としての歴史と文化を保全・創造します。
2. 私たちは、町家(ちょういえ)と地蔵を中心としたまち並みと景観を保全・創造します。
3. 私たちは、子どもから高齢者までが笑顔で支え合うまちを保全・創造します。
4. 私たちは、町内の住環境に影響を及ぼすと思われる行為には、あらかじめ町内の合意を要することをルールとして尊重し、住み続け・住み継がれるまちを保全・創造します。」

(2) まちなみの保全・創造の考え方 — 景観配慮事項 —

- ・ 町家(ちょういえ)を中心とした歴史的・文化的な景観を保全・創造する努力を継続する。
- ・ 地縁団体としての町内会と全町内会員の共同所有(現代総有)の町家(ちょういえ)を中心とした、地蔵盆に象徴される伝統的な文化を保全・創造する努力を継続する。
- ・ 小規模な町内会・地域景観づくり協議会の特性を活かした“顔の見える関係”—支え・支え合える関係—を大切にした、清潔で明るく住み続け・住み継がれるまちづくりを保全・創造する。
- ・ 構成員の意見を大切にする気風を保全・創造する。